

## 令和7年12月定例会 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の概要

日時 令和7年12月16日(火) 開会 午前 9時59分  
閉会 午後 0時 3分

場所 第3委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、藤井健志委員、美田宗亮委員、松澤正委員、  
荒木裕介委員、小島信昭委員、細川威委員、町田皇介委員、橋詰昌児委員、  
松坂喜浩委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [下水道局]  
北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、  
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、  
藤原直樹下水道事業課管路対策幹

[危機管理防災部]  
関口大樹災害対策課長

[県土整備部]  
吉岡一成道路環境課長

### 会議に付した事件

復旧工事の進捗状況  
国への財政措置の知事要望状況  
災害時等応援協定の新規締結  
補償の実施状況  
住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応

### その他

- ・「災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書」を本委員会として提出することとした。

### 松澤委員

今回の事故に関して下水道局の皆様方の御尽力に感謝するところである。さて、12日の埼玉新聞によると、Googleの検索性数というところで調査の結果が出されている。埼玉県内の場合には、1位が八潮市道路陥没ということで圧倒的な数値を出している。そういった意味では、県民の中にも、非常にこの事故に関して大きな関心を寄せているという状況が出されているかと思う。私の方は、まず、先ほどの4番の補償の実施状況ということについて質問させていただく。今回の事故に際して、住民からの問合せや相談に応じた八潮市では、電話機の設置や職員を配置して対応したと聞いている。電話の設置工事費、あるいは相談対応に当たった職員の時間外手当等、これは災害救助法の対象となるのか、まずお聞きする。

### 災害対策課長

御指摘の災害救助法であるが、災害対策法制において発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律として位置付けられており、救助法による救助の対象であるが、救助法第4条により定められており、今回の事故においては、避難所の設置及び炊き出し、そのほかによる食品の給与が対象となるところである。質問いただいた相談対応のための電話設置工事費や、相談対応のための時間外手当については、救助法の救助には該当しないため、対象とはならないものである。

### 松澤委員

- 1 救助法の対象にならないと、非常に残念な話であるけれども、八潮市の方はですね、11月末に、こういった初期対応の人件費、あるいは電話代、電話の設置代の方ですか、これは当然、予想だにできなかったというところで、県の方にどうにかならないかということで、年内にも県の方に請求するような報道もされているところである。そういった意味で、県の対応として今後どのように考えていくのか、また、国の方に対してもどのような形で求めていくのか、その辺の考えはあるのか。
- 2 この災害救助法以外にほかの支援制度はないのかということをお伺いする。

### 下水道局副参事

- 1 従前から八潮市からは、災害用電話窓口の設置費用や、それに当たった職員の時間外勤務手当など県に要望したいという話は聞いていた。先ほどの説明にあったように市の本来の危機管理業務の範ちゅうを超えたものであると判断されれば、県に求償していただくよう回答しているところである。実際に請求があったら、求償内容を審査した上で、費用負担を判断したいと考えている。

### 災害対策課長

- 2 救助法の対象とならない費用について、そのほかに国の支援制度がないのかという御質問であるけれども、災害救助法の対象とならない、いわゆる救助に関係する活動の費用について国が負担するような制度はないものと認識している。

### 渡辺委員

- 1 まず、1番のところ、事故原因の中間取りまとめ、こうしたことを踏まえた上で、

この新しい管は、従前の整備に比べてどういった改善がなされているのか。特に硫化水素への耐久性等についての改善改良とはどのようなになっているか伺う。

- 2 災害時等応援協定であるけれども、これは従前あった災害時の応援協定を事故でも対応できるように結び直したという話を聞いたけれども、具体的にこの八潮の道路陥没の現場ではどのような、この協定でできなかったこと、不備があったのか、これ以外の災害時応援協定の改定についてどのように考えているか伺う。
- 3 硫化水素等による健康被害について、いろいろとマスコミ等でも言われているけれども、現状、県において科学的なエビデンスをどのように担保をしているのか。また、実際の健康被害の件数というのは把握しているのか伺う。
- 4 さびの対応等について、これは迅速に進めていただいたことには大変感謝をする。やはり、被害者に寄り添ったサポートが必要であり、今後も最大限配慮をお願いしたいところである。特に、今検討中という、今後開催予定の公認心理師によるカウンセリング、これも重要だと考えるけれども、これは、この個別相談会を開くということだが、対象範囲や想定人数など、もう少し具体的に教えていただきたいと思う。また、カウンセリングをした後に、心理的苦痛の判断があった場合には、この医療費や追加の心理的補償にも対応が必要と考えるけれども、その点どのように考えているかお伺いする。
- 5 家屋補償について伺う。対応済みの欄で23件、事前調査が終わったということであるけれども、今後の補償の流れはどうか、まだまだ工事中の段階であるけれども補償対象の拡大も考えられるが、それについて、しっかり補償が必要と考えるけれども県の考えをお伺いする。

#### 下水道事業課長

- 1 新しい管における硫化水素対策についてである。委員御指摘のとおり新しい管においては硫化水素対策が必要だと考えている。具体的には新しい管においては、硫化水素による腐食防止対策として、下水道管の内側に樹脂製の新しい内壁を形成する管更生を実施することとしている。これにより、防食機能を高めることで耐久性が向上するものと考えている。
- 2 災害時応援協定についてである。既存の協定では、地震等の自然災害により県の管理する下水道施設が被災したときに、応急対策や復旧支援に関して協力を要請できるものであった。八潮市道路陥没事故は事故から災害に移行した初めてのケースであり、これまでの枠組みの協定では、協力を要請できず、初動に遅れが生じるおそれがあることが課題であると考えている。そのため、災害に発展するようなおそれのある事故が発生しても、より迅速に対応することができるよう、既存協定の見直しの検討を行っているところである。

#### 下水道局副参事

- 3 硫化水素の現状の科学的エビデンスについて、どのように担保しているかについてである。硫化水素濃度については、陥没現場から周辺の5か所において、2月6日から24時間の測定を行っている。また、屋内における硫化水素濃度についても、9月の下旬から陥没箇所から距離別に順次測定を開始し、現在8か所で測定を行っている。測定は24時間で実施しており、県ホームページに10分平均の値を公開しているところである。この測定データについて、専門家の医師に確認分析していただき、現状の濃度においては、硫化水素が直接的な健康への影響をすることはないと意見を頂いているところである。続いて、健康被害の実際の件数を把握しているかということである。現在、

相談窓口に健康に関する相談が30人から44件、それから住民の方が行ったアンケートにおいて、複数回答だが、109件の健康被害を感じている方がおられるということ把握しているところである。

- 4 公認心理師によるカウンセリングの具体的な対象範囲、それから想定人数についてである。現在、埼玉県公認心理師協会に御支援いただけると言われており、実施日時は調整中である。1月に2回、2月に2回を計画している。対象範囲については、おおむね200メートルの範囲にお住まいの住民の方、又は従業員の方を想定しており、想定人数は現時点で20人程度を想定しているところである。それから、この心理師によるカウンセリングを通して、医療機関へつなげるべきと判断されれば、病院やクリニックの選び方だとかを教えていただけると聞いている。その後、医師から因果関係等を明らかにしていただければ、治療費等の補償を行うことと考えている。
- 5 家屋補償の流れである。家屋補償については、現時点では、暫定道路の整備が完了した後に事後調査を行う予定である。事後調査において、ひびなどがあれば、それについて、工事によって生じたものということが判明されれば、それについて補償を行っていく予定である。工事については引き続き行われるので、その後、事後調査を行って家屋調査が行われて、更に補償すべきものがあれば補償していくというような流れで考えている。

## 渡辺委員

- 1 災害時等応援協定の件であるすれども、これまでの枠組みの災害協定では初動に遅れが出る可能性があったということで、その協定の構造的欠陥がある可能性があるということであるけれども、やはり市町村の現場とかでも考えられるけれども、市町村を巻き込んだ制度改正も必要かと考えるが、そういった情報提供であるとか啓発を考えているか伺う。
- 2 硫化水素等による健康被害であるけれども、109件ぐらい相談もあったということであるけれども、医師による硫化水素による被害と断定した診断結果をした事例はあるのか伺います。
- 3 本県のホームページで硫化水素の基準値、10ppmで中毒になるという基準を出しているけれども、こういう基準は労働環境の分野で結構語られることが多いと思うけれども、これは特に子どもとか高齢者とか、持病を持っている方とか、そういう方にもそのまま当てはめていい基準と考えていいのかどうか伺います。

2

## 下水道事業課長

- 1 災害等の協定の関係でお答えする。現在においては、まだ市町を巻き込んだ対応は行っていないところであるけれども、委員御指摘のところ、もっともだと思うので、今回の事故を踏まえた教訓であったり、見直した内容であったりといったところについては、県内市町の方にも情報共有していきたいと考えている。

## 下水道局副参事

- 2 硫化水素の健康被害に関する質問である。医師によって、現在、因果関係が明らかにされた事案は、現時点ではない。
- 3 10ppmという基準であるけれども、子どもだとかの生活の方の影響も同じ10ppmでよいのかという御質問だと思う。私の方では、その子どもに対する基準というのは確認ができてないけれども、健康に関する講演会における質疑の中でも、同様の質問

が医師に対してあり、その中では、子どもに対しても硫化水素の直接的な影響としては、変わりはないというようなお話は伺っているところである。

### 渡辺委員

硫化水素の疑いでいろんな金属がさびたりとか、住民の方は目にして、その健康被害というのは結構心理的に1番不安になっている部分でもあると思う。そうしたときに県の方で科学的なエビデンスを構築していく、体系的に作っていく必要があると思うけれども、労働安全衛生法の基準だけでは、ちょっと住民の不安を拭えないのではないかと思うんですけど、その辺り、もう少し、県の方でやるべきかと思うけれどもいかがか。心理的なことをしっかりケアできるように、心理的なケアも含めてもう少し住民に寄り添った対応が必要ではないかと思うけれどもいかがか。

### 下水道局副参事

住民の方が硫化水素の影響を特にやはり金属にさびが生じているという状況から、かなり不安を感じているということは、健康に関する講演会の中での質疑の中でも、十分に我々の方には伝わっている。今回、心理師によるカウンセリングを行わせていただくが、この中でも十分に対応させていただくと同時に、エビデンスに関しても、しっかり対応できるようにしていきたいと思っている。

### 町田委員

- 1 補償の関係である。2ページの方の左側に表が載っているけれども、対象となる200メートル範囲内の世帯が419、それで事業者90ということで、ここに記載があるけれども、例えば、営業補償を見ると対象者から見て申込者数が1割弱、電気代の補償を見ても2割くらいということで、対象者から見るとかなり申込者が少ないなというように思っているけれども、この申込みをしていない方々の主な要因、何で申込みをしていないのかというのを県として把握しているのか、まずお聞かせ願う。
- 2 右側の(4)の200メートルの範囲外への個別対応ということで、個別の状況に応じて総合的に判断して対応するということであるけれども、これ200メートル範囲外の方から相談件数がどの程度あるのか。また、何らかのその補償につながったか。多分、左の表を見ると入っていないから補償につながっていないと思うけれど、補償につながったケースというのは、あったのかというのを確認する。

### 下水道局副参事

- 1 補償の実施状況に関して申込みの少ない理由である。まず営業補償に関しては、決算書等の書類をそろえることに時間がかかることが考えられる。また、事業者によっては、決算期でまとめて申請をしたいという意向もあり、後日まとめて申込みたいという相談、連絡もあった。相談窓口で相談に来られた事業者もほかにもまだあり、丁寧に寄り添った対応により、申込みしやすい環境を提供していきたいと思っている。その他の補償については、一部の住民の方が申込みを見送っているということは認識している。見送っている理由の一つとして、申込書の承諾事項の記載内容のことがある。このことに関しては、承諾事項に同意を頂いたとしても、別途補償すべきものがある場合は、適切に対応を検討させていただき旨を、いろいろな媒体を通して丁寧に説明を行い、その上で申込みを促していきたいと思っている。
- 2 200メートル範囲外からの相談についてである。200メートルの範囲外からの相

談件数については、事業者に関しては16件ほどあるが、事業者以外の方からの件数については、大変申し訳ないが把握ができていない。実際200メートルを超える住民の方などからの補償についてであるが、脱臭機をお配りした件数が1件ある。ただ、理由だとかについては個人的な情報もあるので詳しくは申し上げられないが、身体的、健康的な配慮が必要と判断したことから、脱臭機を配付した事例が1例ある。

#### 町田委員

再度、補償について伺う。先ほど、申込みが少ないのは、申込みにかかったというよりは決算期まで待ってやりたいということで、一部の方は見送られているという話だったけれども、ある程度時期を待てば、この割合がかなり上がるということで理解しているのかということと、それとこの申込みをされてない方に、しっかりとアプローチをしていく必要があるかと思うけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思う。

#### 下水道局副参事

補償の申込みについては、今、実際に相談に来られている方については、時間がたてば申込みがあるかと思う。ただ失念されていたりとか、そういった方もおられると思う。これまでも、11月に1度、509軒の方々にポスティングで営業補償と、それから電気代の補償について第2回目の受付を開始するという御案内と合わせて、申込みをお忘れではないかという記載をしてポスティングをさせていただいた。また、今後もその他の補償については、一応、12月26日までの申込期限になっているけれども、その後も、申込みがあった場合も受付をしたいと考えている。それに合わせてポスティングだとか再度行うなどして、申込みを促していきたいと思っている。

#### 町田委員

今、基本的にポスティングとかで、その509の対象者の方にアプローチをしているという話だったと思うけれど、ポスティングだけじゃなくて、直接的にアプローチをしていくというお考えはないのか。

#### 下水道局副参事

相談などについては、相談があれば順次訪問をさせていただきながら対応させていただいているところである。今回の補償の申込みに関しては、509軒のポスティングをさせていただいており、1軒1軒回るということは現時点で考えていない。ポスティングを行って周知をしていきたいと考えている。

#### 町田委員

分かるけれど、1軒1軒を訪問しろというところではなくても、例えば相談に来ている方はいいが、何らかに県の対応に不安を持っている方が一部いらっしゃるというお話もあったが、そこに対して例えば訪問が難しければ、電話とかでアプローチするとかいろいろ方策はあるかと思う。その辺りも含めて、今後検討するお考えはないのかお聞かせ願う。

#### 下水道局副参事

申込みをちゅうちょされている方々に関しては、電話又は訪問によって、そういったところの誤解に対してというか、県の対応の考え方をしっかりと説明して、対応していきたいというように考えている。

## 藤井委員

- 1 1 ページ目の「国への財政措置の知事要望状況」であるけれども、数多く要望していると思うが、その一方で、端的に言うと当該事業に関する予算総額が278億で、うち45億は国庫ということであるけれど、少ないなという感じがする。前回、私も委員会でも話したとおり、国策として進めてきた中で、点検方法とか改修とかも国が示してきたと、こういった中において、国庫が余りに少ないのではないかというふうには私はというか、多分、議会としては認識するが、その点についてどのようにお考えなのかというのを一つ聞きたいと思う。12月16日、正に今日要望されることも含めて、今後の見通し、これがどう良くなっていくのか、そこの点についてお伺いしたいと思う。
- 2 町田委員からも補償とか、それから5番の「意見書・決議などを踏まえた対応」ということで質問があったが、とにかく丁寧に寄り添う形を示していただきたいと思う。町田委員がいろいろと、その補償の、営業補償の体制とか、今の進捗状況とか、お話しされていたので、是非そこは丁寧に求めていきたいと思うが、そのうちの一つ、右側の200メートル範囲外の個別対応というところで、ちょっと町田委員の関連でお聞きしたいと思うが、この資料にあるとおり「個別状況を総合的に判断」とあるが、これが皆さん対象になるような方にとって分かりやすくなっているのかどうか、課題とかないのかとか、そういうことをちょっと憂慮してしまう。1月28日から大分月日が経っていく中で、この長期化してきている中で、また新たな影響が出ているというような話も聞いているので、そういった点についてどのような認識を持っているのかお伺いをしたいと思う。

## 下水道管理課長

- 1 財政措置の要望についてお答えをする。委員御指摘のとおり、現時点で国庫補助金は45億円と、現時点の事業費に比べて非常に少ない状況である。一方で資料にもあるとおり、本日午後には、知事が国土交通省に出向いて、改めて財政支援の要望を行う予定であり、これまで国土交通省には、2月、また7月と、八潮市道路陥没事故に対する財政支援について、直接、知事が要望を行っているところである。国においては、国の事務スケジュールもあるので、今後、しかるべき時期に、財政措置がきちんとなされるものと思っている。今回の件について、財務大臣などにも様々要望しているが、県としては、大規模流域下水道については、更新や適切な点検の方法が確立されない中で、国の方針に基づいて、整備が推進されてきたという背景がある。自治体が大規模な流域下水道を国の方針に基づいて管理をしてきたことを踏まえると、国に財政措置をしっかりと求めていくことは、非常に重要なことだと考えているので、これまでもそのように要望しているし、引き続き、国にはそのように求めてまいりたいと思っている。

## 下水道局副参事

- 2 補償に関しては、既に9月定例会までの間に、12億円の予算をお認めいただいている。しっかりと補償を進めていきたいと考えている。200メートルの範囲以外の事業者からの被害があったという相談に対しても、実際に被害の状況を丁寧ににお聞かせいただき、適切な対応をさせていただきたいと考えている。また、工事が長期化をしているところでもある。住民や事業者の方からの個別の相談には丁寧に対応し、新たな補償が必要と判断がされれば、適切に対応していきたいと考えている。

## 藤井委員

- 1 財政措置についての認識を聞かせていただき感謝する。本当に頑張っていたているのは当然評価させていただいているのですが、要望を行っているだと、議会としてもどう受け止めていいのかとか、どう検証していいのかというのが分かりづらいが、前回の委員会で、「国に求めるべきものをしっかり求めていく」という答弁を局長からいただいたが、何をどう求めているかというのを突っ込んでお聞きしたいなというふうに思う。何をというのは、例えば、補助率を引き上げるとか、交付税措置をこのように求めているのだとか、あと、補償という部分においては、制度が確立されていないがゆえに、新しい制度を作るべきだとかそういう具体的な要望も行っている。それから、既存の国の制度とかいろいろある。この制度について、ここまで目標額をここまで求めているとか、より具体的な要望内容とかを、今、完全に言葉で示すのは難しい部分があると思うが、どういう要望を行っている、その点についてどこまで評価しうるものかお聞かせをいただきたい。
- 2 200メートル圏外の話であるけれども、何かちょっと今の受け止めの状況について、さっき町田委員とのやり取りでは、ごによごによとした答弁であった。困り事とかそういった声を改めて拾い上げながら再点検をして、その上で措置が必要ではないのかとか、あるいは「個別状況を総合的に判断」というのが担当者の裁量に委ねられてしまうのではないかと思うので、どういったところであれば支援するよといったその基準とか物差しを明確にするとか、そういったことをしっかり検討いただきたいと思うが答弁を願う。

## 委員長

交付金措置の方は今審査中の部分もあると思うので、できる範囲の御答弁でよろしいのでお願いします。

## 下水道管理課長

- 1 財政的な支援の要望について説明をさせていただく。例えば、6月に古川総務大臣政務官、また、7月1日に加藤財務大臣に要望した項目の中には、今回の事故対応には多額の費用が必要になるので、地方交付税による財政措置など、地方公共団体住民の負担の軽減を図ることということで、ここでは地方交付税による財政措置について求めている。これについては、ここで説明できるような回答というものは持ち合わせていない。そのほか、先ほどの答弁と若干重複するけれども、11月13日に高橋総務副大臣、また、11月26日に片山財務大臣に要望を行った際の項目の中には、多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所、正にこの八潮も該当すると思うけれども、そういうところについては、国の責任で財政措置を行うこと、こういった要望をしている。主に財務省と総務省に対する要望を説明させていただいたが、財政措置については、国庫補助の方もあるので、国土交通省にも要望をこれまでもさせていただいている。

## 下水道事業課長

- 1 先ほどの財政的な要望と合わせて技術面においても、今回の事故を踏まえた適切な点検調査手法の確立だとか、また、大規模下水道システムにおける維持修繕や改築更新の手法の確立、こういったことについても国に要望しているところである。

## 下水道局副参事

2 補償に関してはやはり長期化をしているところである。再点検が必要ではないかという御意見を頂いて、補償に関しては、一度そういった再点検はしないといけないのかなというように考えている。今後、検討していきたいと思う。200メートルの外の範囲外の方への補償に関しては、裁量の範ちゅうであって、よく基準が分からないという御意見だったと思う。範囲外に関しては、いろいろ相談を受けていて、弁護士事務所などとも相談もさせていただいているところではあるけれども、なかなか補償につなげられるような、こういう判断基準というのが、現状200メートルと、それから交通規制範囲というところを基準として設けさせていただいているので、なかなかそこは難しいところになっている。ただ、かなり苦しいという御相談も受けているので、そういったところをいろいろ相談に乗りながら、総合的に判断をしてという形になってしまいが、引き続きそういったことで対応はしていきたいと考えている。

## 藤井委員

財政措置のところだけ、要は、要望した、こういう回答をしたという何か曖昧模糊としたものではなくて、前回も私、どこに原因があったのか、誰に原因があったのか、それを究明しないと予防措置というのが今後正確に図られないと思う。だから、今回の事故を受けて、例えば、国に対して予算を求める場合においても、何をどこまで、どの制度で、どのように求めたかというのをしっかり明確化させて、それをしっかり回答をもらうとか、そういったことも必要だと思う。そういったことを踏まえて検討いただけないかというのを一言で答弁いただきたいと思うがいかがか。

## 下水道事業管理者

今回の事故を受けて、制度的な改正だとか、技術的な課題をどう今後解決していくのかということに関しては、先ほど、下水道事業課長の方から答弁もあったけれども、技術的課題に関しては、国でも幾つかの検討委員会をいろいろ形でやっている。それに私も参画させていただいて、今回あった事象の問題点等も報告させていただいて参考にさせていただいている。自治体も多く参加している会議の中で、自治体側からの、こういったことが必要だというような課題も、国の方には伝えさせていただいている。先ほどの予算のことに関しては、現在、予算要求をして、今日、国の方でも参議院の予算委員会が並行して行われているかと思うけれども、審議中の案件の内容に関わることになるので、少しお待ちいただくと、はっきりしたことが申し上げられると思っている。

## 委員長

藤井委員、下水道事業管理者、交付金の措置が決定した後に詳細な説明をいただくという形ではどうか。

## 下水道事業管理者

内示をいただいて、どの段階か国と相談するが、公にできる段階で、御報告させていただければ有難いと思う。

## 委員長

委員の皆様、そのような形でよろしいか。

## 橋詰委員

前回のこの八潮特別委員会からは、2か月しか経っていないということもあり、進捗も、その間、様々対応していただいたことに感謝申し上げるけれども、やはり、なかなかちょっと進んでない状況もあるのかなというところで、現場から様々お声もいただいており、これを基に質疑をさせていただきたいというように思う。若干何点か前の方とかぶることもあるので確認も含めて、質疑をさせていただければと思う。

- 1 補償の実施状況の件で、個別対応のことは分かったが、最初に松澤委員が質疑された中で、要は八潮市の方から、これから県に職員の時間外手当とか、様々、約1千万円程度の補償を県に求めるというような話をお伺いしているけれども、先ほど松澤委員の方、ちょっと結論が、結局県がやるのかどうかということがちょっと分からなかったので、このことを実際に県として、その対応を補償していくお考えがあるのかを、再度確認をさせていただければというふうに思う。
- 2 「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」の中の2点伺う。1点目が、健康被害の件で、前回の特別委員会でも質疑もさせていただいた。その中で、家屋内の硫化水素の測定ということでお伺いをした。実際、機械を設置して、専門家に見てもらおうというような話がされていたけれども、その測定結果、今どのようになっているのか。また、今後どう扱うのかをお聞かせ願う。
- 3 今回、先ほどの渡辺委員にも、かぶってくるかもしれないけれども、県が公表している数値は非常に低くて、計測ゼロの日も多い中で、その中でも多くの方が健康被害を訴えているという状況がある。先ほど来、質疑の中で、まずは11月23日の講演会を受けて、それでしっかり今後、ストレスに対応していくという話もあったけれども、このことを住民の方々、そのほかメンタルのところということもあると思うので、この辺について先ほどちょっと質疑答弁の中で、今後、間接的な被害状況、臭いによる精神的な苦痛やストレスに対する間接的健康被害に関して将来的に補償するという考えがあるかどうか、最後、聞き取れなかったので、そういう考えもあるということでもよろしいか、お考えを再度確認する。
- 4 先ほど来、町田委員、また、藤井委員からもあったけれども、今回の事故が起こって、約1年近くたつ中で、住民の方から情報を共有して、被害状況をそれぞれ対応して県に報告しているけれども、どうしても県の対応というのが、何か受け身でしかとれてないというところを非常に多くあるというふうに、前回のアンケートでもあったかと思うけれども、今回もそのような声を多くいただいている。やはり、一例として、200メートル付近の住民の方の補償については、今回、第3回の説明会で、補償が急になったので、第1回目で配布された資料がないとか、そういう対応するためにちょっと悩んでいるということで、このことについては、先ほど、藤井委員の質疑の中で再徹底をするというお話があったので、是非、それはお願いしていただきたいけれども、県が全戸訪問という話も、やはりやらないというお話であったけれども、でもこれから、まだ工事が最低でも5年以上続くという中で、住民が本当に多くの不安とか、生活の不自由さというのは持っているところだと思う。それに対して知事は状況を見て適切に対応するとか、新たな相談に適切に真摯に対応するというようなコメントも出されているけれども、具体的に、本当に住民に寄り添った、市民の方に寄り添った対応というのは、何かお考えがあるのかをお示し願う。

## 下水道局副参事

- 1 八潮市から請求すると言われている電話の設置代だとか職員の時間外勤務手当関係で

ある。繰り返しになるけれども、従前から八潮市からは相談を受けていた。県としては、本来の市の危機管理業務の範ちゅうを超えるというもので判断されるのであれば、県に求償していただきたいということでお答えをしている。県としては、実際に請求があった場合、求償の内容をよく審査した上で費用負担を判断したいと考えている。

- 2 健康被害の声が多く聞こえるということで、実際、9月の下旬から家屋内の硫化水素の濃度測定を開始した。現在、ホームページ上で50メートル以内のところ、それから100メートル以内のところ、それから200メートル付近のところの8か所に家屋内または事業所内に濃度測定器を置かせていただいて、その結果をホームページ上に上げさせていただいている。現状では50メートル付近のところ、3.3ppmを記録したことがあるけれども、平均をすると0.1ppm以下の測定値になっており、これも、先ほどの健康の講演会で講演していただいた埼玉医大の上條先生の方に見ていただいているけれども、この状況であれば健康には直接的な影響はないということを伺っている。
- 3 硫化水素の測定がゼロということがほとんどになっているというところで、先生から講演会の中においても直接的な影響はないだろうけれども、間接的には、臭いによる不快感だとか、ストレスになって自律神経等に影響がある可能性があるという意見を言っていた。こういうことも含めて公認心理師によるカウンセリングの計画をさせていただいている。カウンセリングを通して医療につなげるべきと判断されれば、医療機関の方、直接的にどこの医療機関というのはできないとは言われてはいるけれども、こういった病院を選んだらいいのか、こういったクリニックを選んだらいいのかということは、教えていただけるということなので、そういったところにつなげていただいて、そこで受診した先生に、因果関係等が明らかになれば、県としては補償しなければならないというふうに考えている。
- 4 受け身の体制で変わっていないという御意見を頂いた。補償に関しては、先ほども説明させていただいたが、申込みを失念されている方もおられると思うので、今後も再周知の方は続けていきたいと思っている。県の対応に関しては、5年以上続くものは抜本的な対策工事の対応と考えており、今現在進めている破損した下水道管の復旧工事で別だとは考えてはいるけれども、陥没事故現場の県道が本格復旧するまで、いわゆる住民の生活が従前に戻るまでの間は、地域住民からの相談には、これまでどおり丁寧に適切な対応をさせていただきたいと考えている。

## 橋詰委員

- 1 1点目は適切に対応ということなので、是非、お話を聞いていただければと思う。2点目の家屋の硫化水素の測定の件であるけれども、2か月前に機械を設置して、そのあともずっと設置して、このまましばらく継続をするということか。これは確かログがリモートで見られるというふうにお伺いしているので、それについての解析は引き続きやっていくのかどうか確認したいと思う。
- 2 間接的な健康被害に対しても、因果関係があれば補償はしていくということであるけれども、先ほど来あったように、なかなか素人が、その因果関係というか、健康被害をやっていくのは非常に難しいことだと思うし、先ほど渡辺委員の方からもあったけれども、10ppmというか、人体被害ということについても、一時的なところも最大値という話であって、継続してやったりとか、またお子さんもそうだし、個人的にはやはり差異もあると思っている。あと、時間帯にもよるのだと思うので、一概に本当に数値だけ、あれだけの数字だけで判断するというのは、やはりどうなのかなというふうに感じ

るところであるけれども、その辺のことを相談体制になろうかと思うけれども、その専門的なエビデンスを準備するのは非常に困難だと思うので、その辺のサポートをどのように考えているのか、先ほどカウンセリングの結果という話かもしれないけれども、より丁寧に相談を受けるべきだと思うけれども、その辺についての考えをお示し願う。

- 3 5年以上工事が続く中での相談体制ということで、例えば、今ある組織だけではなくても、専門的なワーキングチームだとか、県庁内でその地域で作っていくとか、そういうお考えはないのか、そこを確認させていただければと思う。

### 下水道局副参事

- 1 家屋内の調査については、今後も当面継続していきたいと思っている。少なくとも臭いがなくなるぐらいまではしないといけないと思っている。ただ、実際、一般の住民の方に御協力を頂いて行っているの、その承諾が得られたらという形である。ログについては、1週間に1回取りに行かせていただいて、それを回収してまとめているところである。これについては、引き続き、埼玉医大の先生に確認をしていただきたいと考えている。
- 2 数値の結果のエビデンスは素人ではなかなか難しいのではないかとということである。今回、家屋内の調査の結果だとか、10分刻みでホームページの方に公表させていただいている。これは住民からの御要望であり、住民の方からは、このデータを持って医療機関の先生に確認をしてもらいたいというふうに聞いている。そういった意味で、データを公開することによって、そういった医療機関の先生の判断につながっていければというふうに考えているところである。
- 3 ワーキングチームの考えはあるかについては、現時点でワーキングチームを設置しようということはないけれども、そういった意見があったことは、内部で検討はしていきたいと思っている。

### 美田委員

- 1 昨日の県土都市整備委員会において、詳細な資料請求があったと聞き及んでいる。議会の申合せで、議員は現場視察を今控えている状況ではあるけれども、県民から問合せを受ける議員もいると思うので、現場の状況を確認できる映像を各会派に配布してはどうかと思うが、御見解を伺いたいと思う。
- 2 埼玉県で各専門家の皆様に依頼して設置している原因究明委員会であるけれども、こちらは8回の現地視察、12回にわたる関係者からの意見聴取や意見交換とともに3回の委員会を経るなど、慎重審議を重ねていただいている。そして、9月に中間取りまとめを公表されたが、その後の最終取りまとめに向けた、今の進捗状況をお伺いしたいと思う。
- 3 また、最終取りまとめ作成に当たっては、先ほど藤井委員も言及したように、責任の所在を明確にするお考えがあるのかをお伺いしたいと思う。

### 下水道事業課長

- 1 現場の状況を把握するための映像については、対応の方をさせていただきたいと思う。
- 2 原因究明委員会の状況については、第三者委員会ということもあって、最終報告の公表時期についての答えは持ち合わせていないけれども、中間取りまとめが9月に公表されて以降も原因究明委員会の委員の方々には、現地調査や、現地で回収された残存物の確認を行っていただいております、これを踏まえた更なる検証を行っていただいているとい

うことで聞いているところである。また、同様の事故発生を防止するために前回の特別委員会でも御報告させていただいたけれども、中間取りまとめに記載されている事象の検知、検出に関する視点、また、点検調査に関する視点、そして補修補強に関する視点からの検討を進めていただいているというところである。こういった内容が最終報告では盛り込まれているのではないかと考えている次第である。

- 3 責任の所在の件については、前回の委員会でもお答えさせていただいたが、県として、そういった責任の所在のところまで検討をいただきたいといった県の考えは、委員会の方にお伝えをしているという状況である。最終的にどこまで言及されるかについては、答えを持ち合わせていないという状況である。

### 美田委員

1点だけ2問目の方であるけれども、今の検討委員会の概要というのはネットで見られたので、ある程度、今のお話の部分は分かったけれども、ゴールがある程度設定されているものだと思って、私は今お伺いをした。だから9月の中間取りまとめ、そして1月の後半には、もう丸1年を経過するというタイミングを迎えるけれども、最終報告がおおむねどの辺りかというのも、全く今見当がつかない状況ということになるのか。そこだけお伺いしたいと思う。

### 下水道事業課長

もともと最終取りまとめについては、年内をめどにということでお聞きしていたところである。現状答えを持ち合わせてないと、先ほど答えさせていただいたけれども、もう今12月中旬というところなので、年明けになる可能性もあるのかなといった状況で思っている。ただ、年内ということ、もともとお聞きしていたので、そこまで遅くならない時期ではないかと思っている次第である。

### 松坂委員

- 1 補償の実施状況について、先ほど町田委員が質問をされた件と重なるけれども、補償に対して対象者数と申込者数の違いということ、こういう数字で見ればすぐ分かるけれども、その中で決算期にまとめて提出したいということもあるということのお話があった。支払済みがまだ2件ということであるけれども、実際その業者の方々というのと大体悩みというか、やはり補償の内容というのは、大体同一にかぶってくるというようなものではないのかなというふうに思う。その2件について大体その補償の内容について、お聞かせいただきたいと思う。
- 2 災害時応援協定の新規締結である。先ほど渡辺委員からもあったけれども、その回答の中で既存協定の見直しを行っているということのお話があった。その既存協定の見直しということで、その辺、今の既存の協定についてお聞かせいただきたいと思う。これ緊急時には大変重要な役割を担う協定になると思うし、流域下水道の中では上流部、各市町との連携という大変重要であるかもしれない。それで小口径と、まず口径が大分やはり大口径になると、この応援協定だけでは対応できない部分というのはあるかと思う。そういったときのことも考えつつ、これからは、いろいろ協議していかなければならないが、その辺の考え方についてお伺いする。

### 下水道局副参事

- 1 営業補償の関係で補償の内容については、申込みいただいた方の個々の具体的な補償

の内容は差し支えがあるので控えさせていただくが、大体2点あり、一つは交通規制により全く来店が見込めなくなったので売上げが下がったということの売上げの減少に対する補償。それから、もう一つは、同じく交通規制の影響であるけれども、例えば、ふだんでは掛からない、トラックが入れたところが入らなくなったので、分散したりだとか、というような、いわゆるふだんではかからない費用がかかった、掛かり増しが生じた部分についての補償、この大体2点が主な補償の要求の内容になっている。

## 下水道事業課長

2 災害協定の件でお答えする。既存の協定については、主に四つあり、一つが災害時等により被災した下水道施設の機能の早期復旧を行うということで、巡視、点検調査、清掃、修繕、こういったものを行うといったものを日本下水道管路管理業協会と締結しているところである。二つ目として、被災施設の早期復旧と機能保全を迅速かつ的確に行うといったものに関して埼玉県建設業協会と協定を結んでいる。また、コンサルタント関係として埼玉県建設コンサルタント技術研修協会、また、建設コンサルタント協会関東支部、全国上下水道コンサルタント協会関東支部との協定も結んでいるところである。さらに、災害時等に下水汚泥の処理を円滑に行うための東京都下水道局との協定もある。ただ、いずれの協定についても地震等の自然災害により、県の管理する下水道施設が被災したときに、応急対策や復旧支援に関して協力を要請できるといったものである。先ほど答弁させていただいたとおり、事故から災害に移行するようなことが想定されるものに対しても、協力が要請できるものとなるよう検討の方を進めているところである。また、大口径の場合と流量が多い場合、そういった対応力強化についてどう考えるかということだったかと思うけれども、今回、新規で二つ協定締結させていただいた旨を本日御報告させていただいている。八潮市道路陥没事故においては、大量の下水が流れ続けて人が容易に近づけない中、飛行式のドローンによる下水道管路内の調査、これが大変役立ったところである。また、汚水の移送ポンプを活用して、下水を上流側から下流側に、事故箇所を迂回させて流すような対応についても検討が必要だと思っており、今後は実動訓練に取り入れるなどして、災害対応力を強化していきたいと考えている。

## 伊藤委員

- 1 先ほど町田委員からも質疑があったその他の補償について、この申請の締切りが12月26日であるが、その後も受け付けていくというような御答弁だったかと思う。2週間に一遍出されているかわら版には、私が持っているのは11月25日付けだが、締切りは12月26日である。御留意いただきたいとあるが、この次は、26日だが、その後も受け付けるような明記がされるのかどうか、まず伺う。
- 2 公認心理師の件について伺う。先ほどの質疑では、1月に2回、2月に2回ということで御答弁があったところだが、基本的にこの公認心理師さんには、電話相談とかは受け付けられないのかなと思っているのが1点。そして、いつ頃まで、公認心理師さんを配置するのかという点。どこに配置をして相談窓口を設けるのかという点について伺う。
- 3 資料にある予算額について、12月補正で83億9,100万円が補正予算として組まれている。その内訳の中に、既存のインフラ施設管理者に対する工事に伴う補償費等を増額する2億1,100万円が計上されているが、11月に行われた決算特別委員会で私が質問させていただいたが、令和6年度の企業局の特別損失というのがあり、特別損失が6年度は1,800万円ぐらいに、1,700万円ぐらいになると思うが、その

部分が今回のこの補正予算 12月補正で予算が組まれているのか、確認させていただきたいと思う。

### 下水道局副参事

- 1 その他の補償については、12月26日を申込みの期限として今まで周知をしている。ただ、締切りは申込みを促すために設けさせていただいているから、26日を過ぎても、補償の申込みは受け付けさせていただきたいと思う。その旨を次号のかわら版だとかに掲載するかどうかについては、26日の前の12月25日号に、そういった旨の掲載はさせていただきたいと思っている。
- 2 公認心理師によるカウンセリングの関係で、具体的なところの御質問があったと思う。月2回、1月と2月に、現時点では調整をさせていただいているところである。まず、電話相談はしないのかということだと思うけれども、公認心理師の協会については、ほとんどの方が、本職で病院に勤務であったりだとか、ほかのところに勤務をされている方が多いので、電話相談については今のところ考えていない。月2回を八潮新都市建設事務所内の会議室を活用させていただいて、1日派遣をさせていただいて、その中で相談に乗っていただくように考えている。今のところ月2回を1月と2月であるけれども、そのニーズに合わせて、その後にもっと増やすのか、それとも長くやるのかということは検討していきたいというふうに考えている。
- 3 12月補正で補償費として2億1,100万円を新たに追加計上させていただいているところである。これについてはインフラ事業者に対する補償であるけれども、委員から質問のあった企業局に対するものについては、令和6年度の分と、それから令和7年度の分を合わせて計上しているところである。

### 伊藤委員

補償の件について、今回はその他の補償についての締切りは延ばすというお話だったが、営業補償については来年の1月とか、第1次、第2次、第3次とかに区切っていると思うけれども、そこはどの辺りまで、いろいろ補償の書類をそろえるのは確かに大変であるし、決算時期に合わせるのも大変だと思うが、その辺りはどのように、まだ2件ということでは、これからの補償、そろえるのも、廃業された方もいらっしゃると思うけれども、営業しながら書類をそろえていながらというのも大変だと思う。その他の補償についても、柔軟な対応をしていく、検討をしていく考えがあるのかどうか、そこだけお願いしたいと思う。

### 委員長

営業補償でよいか。その他の補償ではなく営業補償でよいか。

### 下水道局副参事

営業補償についても、今現在、第2回の申込みをするという案内をさせていただいているところである。その後、第3回については、その内容でどこまで続くのかということもあるので、そういったところを鑑みながら、第3回の受付をいつにするのかというのを検討していきたいと思っている。補償に関しては、その補償基準の中では、工事が完了してから1年以内まで請求できるとうたわれているから、そこは最終の期限として考えており、申込みの期限については、そこまでの間は柔軟に対応していければと考えている。

## 木下委員

住民の不安に寄り添った対応について伺う。11月23日に開催された硫化水素の影響に関する講演会については、これは周辺住民の不安を和らげるための取組として、開催されたこと自体は評価できるものと考えている。一方で参加した住民の方々からは、科学的な説明は理解できたが、事故によって被害や不安が生じている住民の気持ちに十分に寄り添っているとは感じられなかったとの感覚的なものであるけど、そういう声も聞かれている。

以前の委員会でも指摘したが、下水道局の皆さんはインフラの整備維持管理を担う専門家集団であって、計画的な工事における住民対応の経験はある一方で、今回のように突発的な事故によって生じた被害や不安に、継続的に寄り添う対応を専門とする体制とは言えないと私は思っている。今後も、工事や生活への影響が続くことを踏まえ、県庁内で住民対応の経験や素養を有する職員を配置していくとか、あるいは民間の専門家の知見や助言を活用するなど、住民の不安に寄り添うための体制を強化していく必要があると考えるがいかがか。お考えを伺う。

## 下水道局副参事

講演会を通して住民の方から、心が多分感じられなかったということだと思う。我々としては、住民の不安、心配事に対して、少しでも和らげていただきたいと思い、専門家の先生に講師をお願いして、知見だとかを共有させていただき、また、質疑応答も十分時間をとり対応させていただいたと思っている。委員からの御質問では、そういったものに不慣れな者がやっているにとられているというふうに感じたけれども、我々の補償を担当している職員も、現地においては十分にコミュニケーションをとって信頼関係を築かせていただいているところである。体制的にも全くの素人がやっている、正直、公務員であるから素人なのかもしれないが、そういった住民との折衝に対して一生懸命させていただいて信頼関係も築かせていただいているところであるので、現状では今の体制をやらせていただければというふうに考えている。

## 木下委員

一生懸命答えていただいているから余計そう思うけれども、そもそもそこが専門ではない皆さんがやっていて、逆に言うと、ちゃんと、そういう本当に県庁に一杯、いろんな組織でやってきた人がいて、そこで素養があって、得意な人を持ってくるとか、その民間のノウハウを活用していかないと、ここが専門でない職員の皆さんに今言ったように、真面目にやると言えば言うほど、職員の皆さんに負担を掛けて、負担を掛けているのに、住民の方には一生懸命やっても、やはり違うノウハウ、別な感覚があるから、結局住民の方には不安を与えてしまうという、マイナスのスパイラルで、ウィン・ウィンとは全く逆の誰も幸せにならない状態を、これからも生み出していつてしまうのかなというふうに不安を感じてしまう。これ組織の話なので、また一緒に答えると、これ答えられないと思うから、もし可能なら下水道事業管理者の方から、そういう組織として体制でやっていく思いがあるのか、検討すらないのか、お答えいただきたい。

## 下水道事業管理者

木下委員がおっしゃられている状況、そういう情報があるということは、十分承知をしている。また一方で、現場の職員たちが、各戸訪問をしながら、お話のあったお宅を訪問しながらやり取りしている中では、いいコミュニケーションまではいかないかもしれない

けれども、それなりのコミュニケーションがとれていて、お話を伺っている状況というふうに認識している。プロフェッショナルという、どういう方がプロフェッショナルになるのか分からないけれども、公共事業であっても、用地交渉であるとか、事故対応であるとか、いろいろなことに埼玉県の職員で対応させていただいている。現場の、それぞれの適性等もあるので、人事の中での配慮、それから、こういう言い方はいけないけどもストレスに耐えられる、耐性のある職員とか、適性とか、そういったことをもちろん考えながら、配置の方はできるだけしていきたいというふうに考えている。ただ、万全の体制でないことは我々も認識していて、それをできるだけ良いように、私が就任してからの2年間の間に、相当数の職員増、定数増もしたし配置はしてきている。ただ、埼玉県職員も無尽蔵にしているわけではないので、ぎりぎりの状況になっているのは事実である。ただ、単純なアウトソーシングでこれが解決するとは思っていないので、現体制を維持しながら、場合によっては応援職員を導入するなど、対応しながら考えていきたい。

### 荒木委員

- 1 200メートルの範囲外の個別対応ということで、先ほど来、いろいろ質問があるけれども、200メートル以外で補償の相談をしている事業者が、確か先ほど答弁で16事業者というふうに聞いているが、16事業者のうち一番その事故現場から離れている事業者とはどれぐらいの距離があったのかということと、異臭による補償の対象になっているというふうに思うけれども、16事業者のうちに、それ以外の補償について何かあったら教えていただきたいと思う。
- 2 いろいろな相談が200メートル以外の圏外のところからの相談があったということであるけれども、最終的には弁護士に相談をしながら、その対象にするのかしないのかということを決めているというような話があった。たくさん相談をいただく中で、弁護士による判断と言いつつも、皆様がそれで、もちろどこかで線引きしなければいけないけれども、納得はしている部分は当然あると思うが、そうではない部分があるかと思うけれども、その辺の対応状況についてお聞かせをいただきたいと思う。

### 下水道局副参事

- 1 200メートルの範囲外からの事業者からの相談に関して、一番遠いところは1,500メートルのところから相談が来ている。相談の中身は、臭いばかりではなくて、やはり交通量が減ったことから、そういったことで売上げが減ったというそういう相談もある。
- 2 範囲外の方々の相談に関して補償するのかしないのかというところを、弁護士事務所の方に確認をとりながら進めさせていただいている。なるべくなら寄り添いたいというところもあって、弁護士さんの方からは、そうは言っても基準があると、基準がやはり大事だというような話もあって、そこではいろいろ議論をさせていただいている。その中でも、正直なところ、補償の担当の中では、まだペンディングにしているところもあるし、そういったところを、再度、また弁護士に相談をしながら、是非について検討していきたいというふうに考えているところである。

### 荒木委員

二つ目の200メートル圏外の補償の対象内外については、ここまでは認められている、こういった相談があったけどここは難しかったという判断をするといったようなそういう事実関係を、例えば、媒体若しくはホームページ等を通じて、あらかじめ周知することに

よって、どうなのかなというふうに思っている方への積極的なアプローチがなされるのかなというように思うが、こちら側からの現時点での発信を検討いただきたいと思うがいか

### 下水道局副参事

委員からの再質問というかアドバイスを頂き、今までは電話で相談だとか、実際に対面で相談をして、その中でいろいろ話をさせていただいているところである。ホームページだとか、そういった内容を個別具体的にではなくて、考え方だとかを載せて周知を図っていくということは有効かなと思うので、ホームページへの掲載の方を検討していきたいと思っている。

【「災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書（案）」を、本委員会として行う動議についての説明】

### 荒木委員

ただいま配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

「災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書（案）」である。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故では、発生から10か月以上経った現在も、現場周辺の住民の生活や事業者の事業活動への影響が継続している。事故発生後、2月11日には、災害救助法を1月29日に遡って適用する決定がなされたが、被災自治体を実施する事故対応には、災害救助法の対象とならないものが存在することが明らかとなった。災害救助法は、昭和21年の南海地震を契機に、発災後の応急期における救助を目的として制定された。近年、インフラ等の老朽化を背景として災害級の事故が発生する危険性が全国的に高まっていることを踏まえると、事故発生時に被災自治体が継続的に安心して対応できる新たな法的枠組みが求められる。よって、国においては、被災自治体による迅速かつ柔軟な対応を実現するため、災害救助法の対象とならない取組についても被災自治体が躊躇いなく行えるよう、被災自治体の財政的負担を軽減する新たな仕組みを導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。